

## 第 20 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 19 日（火）午前 9 時 30 分から 9 時 51 分  
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	柳田	和則
ハ.	中峯	哲義	ニ.	高田	正一
ホ.	小脇	浩一	ヘ.	雨田	俊孝

### 4. 欠席委員

#### 農業委員

3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
9 番	西田	三郎			

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	中畠	一三	チ.	片板	大作
----	----	----	----	----	----

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 20 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 平成 31 年度南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報（案）について

議案第 3 号 農地法第 3 条許可の別段面積（下限面積）について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市	義朗
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係主任	日高	隆一郎

## 7. 会議の概要

- 事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。  
(農業委員のうち) 議席番号 3番、池亀 昭次 委員。4番 牛野 進一郎 委員。9番、西田 三郎 委員 でございます。(農地利用最適化推進委員のうち) 中畠 一三 推進委員、片板 大作 推進委員 が欠席であります。
- 事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第20回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 8番、寺田 誠 委員。11番、高田 照美 委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第20号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題といたします。
- 事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。  
資料は2ページをお開きください。  
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成31年3月29日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 6件)を定めたいので、承認を求めるものです。  
次のページをお開きください。  
議案第1号の賃借権に関する総括表です。今回は6件ございまして、ともに地目は畑で、地積合計 ●●㎡です。  
公告年月日は、上段下段ともに平成31年3月29日です。次のページをお開きください。  
整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 A・89歳、経営面積は ●●㎡。この土地の利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・46歳、経営面積は ●●㎡です。  
土地の所在は、南種子町○○字△△××番及び××番、計2筆で地目は畑、地積合計は ●●㎡です。利用内容はさとうきびで、賃借料は10アール当り1万円です。存続期間は5年です。図面については6ページに記載していますのでご覧ください。  
整理番号2番。利用権の設定をする者・C、利用権の設定を受ける者・Dの利用権設定であります。  
土地の所在は、南種子町○○字△△××番、ほか同字に3筆、計4筆の地積合計は、●●㎡。賃借料は1筆ずつ記載していますが、4筆合計 ○○円

です。存続期間は 6 年です。

整理番号 3 番。利用権の設定をする者・E、利用権の設定を受ける者・F の利用権設定であります。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番の 1 筆、地積は●●㎡。賃借料は、〇〇円 です。利用内容は牧草で、存続期間は 5 年です。

整理番号 4 番から 6 番につきましては、計画内訳書をお目通しいただきたいと思っております。

なお、図面を 6 ページから 12 ページに添付してありますのでお目通しをよろしくお願いいたします。

説明したように、利用権の設定を受ける者は経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 承認第 1 号 平成 31 年度南種子町標準農作業料金(案)及び農地賃借料情報(案)について、を議題とします。

事務局 それでは、事務局より承認第 1 号の説明をお願いいたします、局長。

事務局 私のほうから説明させていただきます。資料 13 ページをお開きください。

まずは作業料金検討会の今までの経過報告と今後の流れについて、説明をさせていただきます。

資料は 14 ページになります。

農業委員会から作業料金検討会に例年諮問をして、本日の定例総会において、承認をお願いしたいと思っております。

(1) 平成 31 年 1 月 21 日に南種子町農林業技術指導者連絡協議会へ打診をいたしまして、情報収集をいたしております。

(2) 平成 31 年 2 月 1 日に南種子町・中種子町・種子島農業公社合同検討会を開催したところであります。南種子町・中種子町大型農業機械

組織代表者、南種子町・中種子町ハーベスタ利用組合代表者、中種子・南種子水稲作業受託者協議会代表者、種子島農業公社及び行政機関であります。今年は南種子町で開催いたしました。

(3) 平成 31 年 3 月 8 日に平成 31 年度 南種子町標準小作料・標準農作業料金検討会を開催いたしました。

(4) 平成 31 年 3 月 18 日に南種子町農林業技術指導者連絡協議会で経過報告を行っております。

(5) 平成 31 年 3 月 19 日、本日の南種子町農業委員会定例総会において、承認をいただき、町広報紙の折り込み全戸配布、町ホームページ掲載という流れになっていきます。

中身といたしましては、別紙 A 3 サイズの資料を添付しております。

事務局

それでは、平成 31 年度 南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報（案）について、中身の説明をさせていただきます。

資料 15 ページをお開きください。

農業委員会がこの価格を示しますけれども、皆さんご承知のように、参考として示しております。

昨年度とここまでの協議の結果で変わった部分ですけれども、赤色の字でお示しをいたしております。

まず左上が「平成 31 年度」になります。それから昨年 10 月 1 日に労働基準局より鹿児島県の最低賃金について 1 時間当りの時間給が改定されましたので、摘要欄「時給 761 円」になります。それで 8 時間換算をして、「6,088 円」ということです。

それから、一番下の「農地賃借料情報」（案）ですけれども、「平成 30 年度」を「平成 31 年度」に、続いて枠外 2 行目、※欄の「平成 29 年度」を「平成 30 年度」に、変更したところでございます。

今年度の資料の色でございませぬけれども、順番は決まっております、「鶯色」ということでございませぬ。

あとの変更点はございませぬ。全体的な中身ですけれども、一般のほうの耕耘機によるさとうきび中耕・培土管理作業はもう無いのではないかという意見が出されております。右側の摘要欄には記載されておりますが、さとうきび専用の小型トラクターを使っているのではという意見がありました。ここについては、今年 1 年間様子を見て来年削除しようとか、そういう話が検討会で出ております。

全体的に作物の価格の不透明なところと、そのような中で作業を請ける人は料金を上げたいし、しかし頼む人は料金を上げたら大変だというのが全体的な意見でございませぬ。

昨年、今年と引き続き全体的な変更はないという話し合いがなされたので、ご報告をして皆さんの承認を得たいと思います。

それで今後の流れですけれども、印刷を発注しまして、4 月の広報紙に

折込をして、全戸配布をいたします。

確認事項として、例年農業委員会が提示いたしておりますが、これはあくまでも標準であるということで、あとは頼む人も頼まれる人もその畑・田の状況を見て話し合ってくださいということが基本であります。

以上です。承認方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、高田委員。

11番委員

はい。この資料には「消費税8パーセント込みの価格です。」と記載されてありますけれども、今年度10月あたりに消費税が10パーセントになると思うんですけど、そのあたりの料金設定に変動はないのでしょうか。

議長 はい、局長。

事務局

はい、その件であります。説明不足でした。10月に消費税が10パーセントに上がります。予算の都合上、印刷は1回になります。10月に消費税が上がったら、その時は10パーセントで計算をしてくださいということで話し合いがなされております。

要するに10月に消費税が10パーセントに上がりますが、その際には標準農作業料金表の配布は再度しないということで、10月以降の受委託に関しては各々10パーセントで計算してくださいということで検討会において周知させております。そのようにご理解ください。

議長 高田 照美 委員。よろしいでしょうか。

11番委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、河野委員。

7番委員

言いづらい話なんですけど、さとうきびの欄にハーベスタの収穫作業というところがあるんですけど、「1トン当り ○○円」ということになってますけど、この金額というのは昨年と変わってないのでしょうか。

議長 はい、局長。

事務局 はい、昨年と変わっておりません。

7番委員

はい、それでこの場で質問して良いのか分からないんですけど、ハーベスタによる作業には後に付く人夫さんがいる訳ですよ。以前は1台につき2人が付いてたんですけど、現状は1台につき1人が付いているという話なんですけど、検討会の中で「1トン当り ○○円」にはこういう話が出なかったのでしょうか。2人体制で作業するのと、1人体制で作業するのではおのずと人件費が大分違ってくると思うんですけど、そういう話はなかったのでしょうか。

議 長 はい、局長。

事務局 はい、<sup>まさ</sup>正しくそのとおりで話はいっぱい出ております。例えば中種子班は2人体制の作業がほとんどですが、南種子班は1人体制で十分だという現場の意見が反映されております。

両町の作業はそれぞれ組合によって違うんですけど、基本的にはさとうきび収穫に漏れがないようにきちんと拾って作業するようにと、歩み寄りをしています。あと畝幅を規定通りにしておけば収穫もやりやすく、畝幅が狭ければ収穫作業も割に合わないとか、色んな話が出ております。

しかしながら平均として、全体的に標準としてこれでいきたいと思います。意見集約されております。

それぞれの圃場に合わせて、柔軟に対応していただければと思います。

昨年まで出てきているんですが、牧草のラップ・ロール関係も今では大きな機種もあったりして、昨年度から摘要欄に「乾燥牧草大型梱包 径120センチ以上、径120センチ未満」と分けて文言を追加記載しております。以上でございます。

議 長 はい、河野委員。よろしいでしょうか。

7番委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり承認いたします。承認第1号については原案のとおり承認いたしました。

議 長 承認第2号 農地法第3条許可の別段面積（下限面積）について、を議題にします。

事務局 それでは事務局より、承認第2号の説明をお願いいたします。日高主任。資料17ページをお開きください。

承認第2号 農地法第3条許可の別段面積（下限面積）についてご説明します。

資料18ページをお開きください。

平成21年6月24日付で公布された改正農地法により、下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。

農業委員会で新たに別段面積を設定しない場合、農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積が原則である50アールになります。

本町においては、下限面積50アールを維持し、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応する。すなわち草花等のハウス栽培（高収益作物）で、その経営が集約的に行われる事であると認める場

合は、下限面積以下でも考慮することとしています。

以上のことから、農地法第3条第2項第5号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、平成31年度におきましても引き続き下限面積50アールとし、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応することとしたいので、承認を求めます。

参考資料としまして、2015年農林業センサスのデータ及び本町農家台帳システムのデータを載せています。試算の結果、下限面積未滿農家40パーセント以上を満たしているため、現行どおり下限面積を50アールとして設定するところであります。

以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり承認いたします。承認第2号については原案のとおり承認いたしました。

議長 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。